

# 令和8年度群馬県DX推進・AI活用リスクリソース委託業務仕様書

## 1. 業務の名称

令和8年度群馬県DX推進・AI活用リスクリソース委託業務

## 2. 業務の趣旨・目的

少子高齢化による労働人口の減少や生成AIに代表されるデジタル技術の革新など、企業・労働者を取り巻く社会環境は大きく変化している。企業が事業を継続し、更なる成長を遂げるためには、生産性の向上やイノベーション、付加価値を生み出す人材の育成が重要である。また、働き手一人一人においても、職場におけるデジタル技術の導入が進むことで、働き方や必要なスキルが変化し、新たな知識・スキルの習得が求められている。

令和8年度群馬県DX推進・AI活用リスクリソース委託業務（以下「本事業」）では、生成AIをはじめとするデジタル技術の活用による生産性の向上や新たな事業展開を目的とする県内企業のリスクリソースを支援し、企業主体のリスクリソースの好事例を創出し、県内全体へのリスクリソースの取組拡大を図る。

## 3. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

## 4. 委託業務の内容

### （1）参加企業に対する学習計画書の作成

生成AIをはじめとするデジタル技術を活用した生産性向上や新たな事業展開等、参加企業の課題解決に向け、今後、参加企業の従業員が必要となる知識・スキルを習得するための学習計画書を作成すること。

### （2）参加企業に対するリスクリソースプログラムの提供

（1）で作成した参加企業の学習計画書を基に、参加企業の従業員に対し最適なリスクリソースプログラムを提供すること。

リスクリソースプログラムの内容は単なる知識の習得に留まらず、業務の中での実践に結びつく内容となるよう工夫すること。

なお、提供するリスクリソースプログラムは、厚生労働省が実施する「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリソース支援コース）」（以下「国助成金」という。）の支給対象となる内容であること。

参加企業へのリスクリソースプログラムの提供は、本契約の対象外として、受託者が参加企業と別途契約を締結し、受託者が自ら参加企業から受講料等を徴収すること。

この際のリスクリソースプログラムの受講料は受講者1人あたり40万円以下を目安とし、国助成金の受講者1人あたりの経費助成限度額30万円を上回る受講料とならないこと。

＜受講者1人あたりの経費助成額が上限30万円となる例＞

・経費助成額30万円＝受講料40万円×経費助成率75%（支援企業が中小企業の場合）

### （3）参加企業に対する国助成金の計画提出・支給申請支援

参加企業は受託者からリスクリソースプログラムの提供を受けるにあたり、国助成金の活用を前提としているため、受託者は参加企業が管轄労働局に提出する書類等、国助成金の計画提出・支給申請に必要となる情報や資料等を参加企業に提供すること。

(4) 参加企業に対するリスクリソースプログラムの進捗管理・助言の実施

参加企業が学習計画書に基づいたリスクリソースプログラムを履行し、学習した内容を業務の中で実践できるよう各参加企業と定期的な面談を行い、必要な助言を行うこと。  
また、受託者は群馬県に参加企業の取組状況を定期的に報告すること。

(5) 参加企業のリスクリソースの取組結果の効果検証・助言

受託者はリスクリソースプログラムの履行後、各参加企業の従業員がどのような知識・スキルを習得し、業務の中で実践しているのかを把握し、各参加企業の取組成果を「6. 実績報告書」内に取りまとめること。

また、各参加企業に対しては、企業主体のリスクリソースを継続させていくにあたり必要な助言を行うこと。

(6) 参加企業の取組事例集の作成

今後、県内企業が企業主体のリスクリソースに取り組むにあたり、参加企業の中からの参考になる好事例を取り上げ、リスクリソースの取組成果等を取材した取組事例集（電子データのみ）を作成すること。

なお、取組事例集の作成にあたり、どの参加企業に取材を行うかは県と相談のうえ、決定すること。

また、群馬県がリスクリソースの取組拡大を図る広報資料として、群馬県ホームページへの掲載を含め、今後広く利用することにも留意すること。

(7) 参加企業の取組報告会の開催

参加企業のリスクリソースの取組報告会を開催すること。開催時期は令和9年3月頃とし、開催にあたっては以下の内容を考慮すること。

ア 集合形式とオンライン形式を組み合わせて実施すること

イ 実施場所の確保は群馬県で行うが、取組報告会の企画・運営は群馬県と受託者の共同で実施すること

(8) 企業主体のリスクリソース推進マニュアルの作成

県内企業の経営者や人材育成責任者を対象に、企業としてリスクリソースに取り組む際に必要となる取組手順やポイント、DX推進やAI活用など、これからビジネススキルとして求められる知識・スキル等を解説した「リスクリソース推進マニュアル（以下「推進マニュアル」）を作成すること。

推進マニュアルの内容は群馬県と受託者の協議のうえ、決定するが、すでに国や他の地方自治体が策定している推進マニュアルやガイドラインの内容を先行研究として参考にし、取組手順やポイントを押さえること。

また、令和6年度から実施している本事業の参加企業の取組事例を掲載するなど、取組手順やポイントの解説と参加企業の取組事例をリンクさせることで、県内企業経営者や人材育成責任者が具体的な取組イメージを持てる内容となるよう工夫すること。

なお、推進マニュアルは群馬県がリスクリソースの取組拡大を図る広報資料として、群馬県ホームページへの掲載を含め、今後広く利用するため、電子データのみで納品すること。

## 5. 参加企業・参加対象者

(1) 参加企業数

群馬県が公募により選定した県内企業10社程度（令和8年4~5月頃までに公募・選定予定）

## (2) 参加企業の企業規模・業種

企業規模は主に中小企業を対象とし、業種は特定しない。

※中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

## (3) 参加対象者

参加対象者は参加企業の従業員とし、1社あたりの参加者数は5名程度とし、参加者の中に管理者を1名以上おくことで、受託者とリスクリソースプログラムの進捗管理等の連絡調整を行う。

なお、参加企業数によっては、1社あたりの参加者数を調整する可能性がある。

## 6. 実績報告等

### (1) 実績報告書

受託者は履行期限までに、次に掲げる事項に注意し、「4. 委託業務の内容」に関する実績報告書を群馬県に電子データ（編集可能なもの）1部、印刷物1部を提出すること。

なお、実績報告書には以下の項目の内容を含めること。

- ア 参加企業に対して作成した学習計画書
- イ 参加企業に提供したリスクリソースプログラムの概要
- ウ 参加企業のリスクリソースの取組結果の効果検証・助言の概要
- エ 参加企業の取組事例集の概要
- オ 参加企業の取組報告会の開催概要
- カ 企業主体のリスクリソース推進マニュアル

### (2) 隨時報告

実績報告書とは別に、群馬県は事業途中でも、受託者に対し、事業の進捗状況等の報告を求める場合がある。

## 7. 委託費に係る留意事項

### (1) 本事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。

- ア 受託者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳票類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。
- イ 本業務は県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

### (2) 委託費の支払いは、原則として、事業終了後に県が行う検査に合格してからとなる。委託費は、経理書類に基づき算出される実績額を委託費上限額の範囲内で確定し、精算する。ただし、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めるときは、その一部を概算払ることができる。

## 8. その他留意事項

### (1) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品（実績報告書等）は、原則として群馬県に帰属する。

### (2) 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（業務の一部を再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。

(4) 不明点に関する協議

本業務を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議の上、決定すること

(5) 再委託

本業務は、業務の一部を第三者の事業者に再委託することができる。その場合、群馬県にあらかじめ書面で報告し、群馬県の了承を得ること。